

平成27年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(平成27年4月1日～平成28年3月31日分)

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新 情 報 セ ン タ ー 事務局長 平谷伸次	インターネット上の 安全・安心に関する世 論調査	平成27年6月9日	大字長崎 20歳以上の日本国籍を持 つ男女13件